守谷市地域包括支援センター運営協議会
R6-4 （R7.3.24）資料№3

1.令和6年度（令和5年度分）守谷市地域包括支援センター事業評価について

地域包括支援センターの設置者（市町村）は、定期的に地域包括支援センターにおける事業の実施状況について評価を行い、必要な措置を講じなければならないとされています。（介護保険法第115条の46第4、9号）

国が策定した評価指標（全国統一）による、令和6年度の地域包括支援センター評価結果が公表されましたので、お知らせします。評価結果を踏まえ、事業の質の向上のために必要な改善を行い、より良い事業運営の構築を目指して参ります。

2.取り組みが進んでいない指標とその要因

1 組織運営体制等「センターに在籍する全ての職員に対して、職場での仕事を離れての研修を実施しているか」という指標について北部が非該当となっておりますが、新規の職員が在籍していたためのものであり、現在は改善されています。

3 事業間連携（社会保障充実分事業）「生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をおこなっているか」という指標について、両包括とも非該当になっています。これは圏域のまちづくり協議会に参加し、地域の声が届くようになりましたが、協議を行う段階には至っていないことが要因です。

令和6年度（令和5年度分）守谷市地域包括支援センター事業評価集計結果

（令和6年4月末時点）
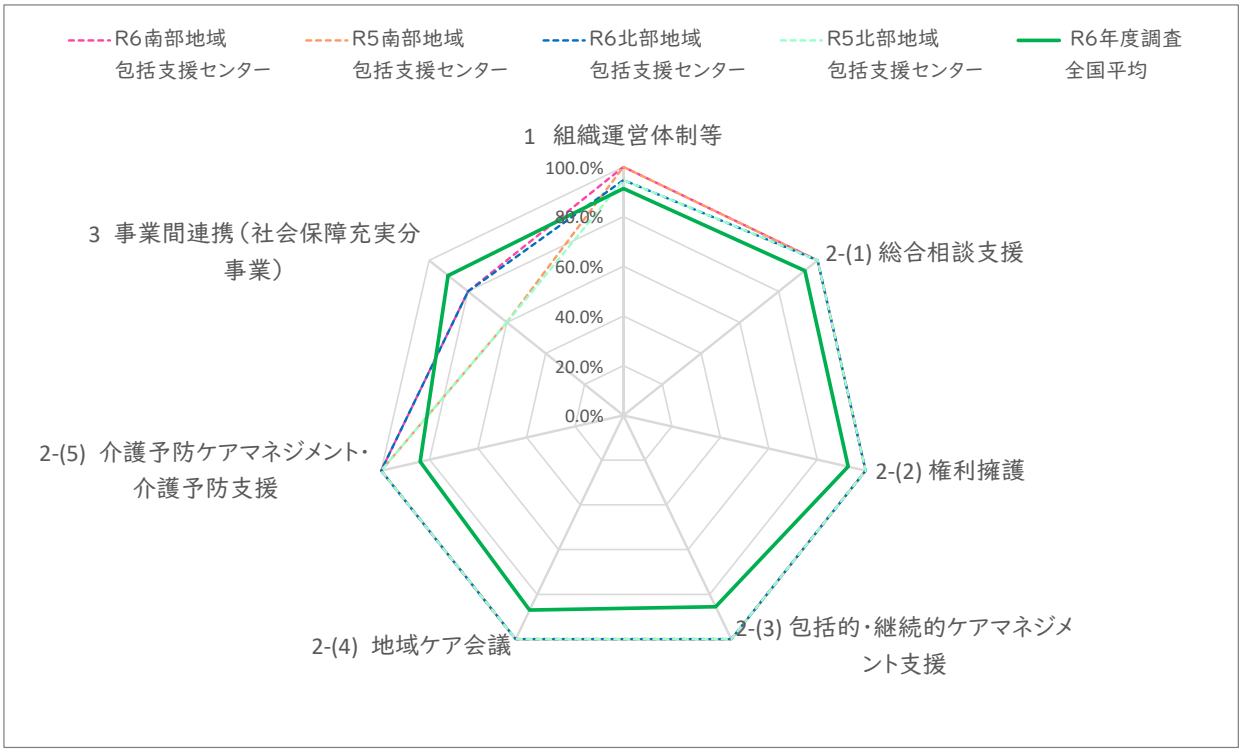
調査項目	R6南部地域包括支援センター	R5南部地域包括支援センター	R6北部地域包括支援センター	R5北部地域包括支援センター	R6年度調査全国平均
1 組織運営体制等	100.0%	100.0%	94.7%	94.7%	91.3%
2-(1) 総合相談支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.4%
2-(2) 権利擁護	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.8%
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.5%
2-(4) 地域ケア会議	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.0%
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.9%
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	80.0%	60.0%	80.0%	60.0%	90.2%